

主 文

本件再審査請求を棄却する。

事実及び理由

第1 再審査請求の趣旨

労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が○年○月○日付けで再審査請求人（以下「請求人」という。）に対してした労働者災害補償保険法（以下「労災保険法」という。）による遺族補償給付、葬祭料及び未支給の療養補償給付を支給しない旨の処分を取り消すことを求める。

第2 事案の概要

- 1 請求人の亡子（以下「被災者」という。）は、Aに所在する会社B（以下「会社」という。）において、建築金物工事に従事し、労災保険法第34条の規定に基づく第一種特別加入者（家族従事者）として労働局長から承認を受けている者である。
- 2 被災者は、○年○月○日、工事現場内で倒れているのを発見され、C医療機関に救急搬送されたが、同日、同病院で死亡した。死体検案書には、死亡したとき「○年○月○日午前○時○分」、直接死因「致死性不整脈の疑い」、死因の種類「病死及び自然死」と記載されている。
- 3 本件は、請求人が、被災者の死亡は業務上の事由によるものであるとして遺族補償給付、葬祭料及び未支給の療養補償給付を請求したところ、監督署長はこれらを支給しない旨の処分（以下「本件処分」という。）をしたことから、本件処分を不服として同処分の取消しを求める事案である。
- 4 請求人は、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に対し審査請求をしたところ、審査官が○年○月○日付けでこれを棄却する旨の決定をしたことから、更にこの決定を不服として本件再審査請求をした。

第3 当事者の主張の要旨

- 1 請求人
(略)
- 2 原処分庁

(略)

第4 争 点

被災者の死亡が、業務上の事由によるものであると認められるか。

第5 審査資料

(略)

第6 理 由

1 当審査会の事実認定

(略)

2 当審査会の付加的事実認定

(略)

3 当審査会の判断

(1) 請求人は、本件公開審理において、「被災者は、若く、被災者の疾病名と突然の死亡に納得がいかない。」と述べたが、当審査会としては、被災者の疾病名と発症時期は、決定書(略)理由に説示のとおり、死体検案書により被災者は○年○月○日、「致死性不整脈」(以下「本件疾病」という。)を発症し、死亡したものと判断する。

(2) 請求人は、被災者が現場で倒れたのだから労災保険は支給されるべきと主張している。

ところで、脳血管疾患及び虚血性心疾患等(負傷に起因するものを除く。以下「脳・心臓疾患」という。)は、その発症の基礎となる動脈硬化等による血管病変又は動脈瘤、心筋変性等の基礎病態(以下「血管病変等」という。)が長い年月の生活の営みの中で形成され、それが徐々に進行し、増悪するといった自然経過をたどり発症に至るものとされている。

しかしながら、業務による明らかな過重負荷が加わることによって、血管病変等がその自然経過を超えて著しく増悪し、脳・心臓疾患が発症する場合があります。そのような経過をたどり発症した脳・心臓疾患は、その発症に当たって、業務が相対的に有力な原因であると判断し、業務に起因することの明らかな疾病として取り扱うものである。

被災者は、本件疾病を発症し死亡しているところ、厚生労働省労働基準局長は、虚血性心疾患等の業務起因性の判断基準として「脳血管疾患及び虚血性心疾患等(負傷に起因するものを除く。)の認定基準について」(平成13年1

2月12日付け基発第1063号。以下「認定基準」という。)を策定しており、当審査会としてもその取扱いを妥当と考えるので、認定基準(決定書別紙(略))にしたがって検討する。

(3) 異常な出来事について

関係者からの聴取などの審査資料を精査しても、決定書(略)理由に説示のとおり、被災者は通常どおり勤務しており、トラブルもない。したがって、当審査会としても、被災者が異常な出来事に遭遇したとの事実は認められない。

(4) 被災者の短期間の過重業務

被災者は、特別加入者であり、労働時間管理はなされておらず、会社関係者からの聴取などの審査資料を精査しても、決定書(略)理由に説示のとおり、被災者の本件疾病の発症前おおむね1週間における就労日は2日のみであり、1日8時間を超える労働は認められない。したがって、当審査会としても、短期間に特に過重な業務に従事したとは認められない。

(5) 被災者の長期間の過重業務

会社関係者からの聴取などの審査資料を精査したところ、被災者の本件疾病の発症前6か月間における時間外労働時間は、別紙2(略)のとおり、発症前1か月目が8時間、2か月平均が12時間、3か月平均が13時間20分、4か月平均が10時間、5か月平均が9時間36分、6か月平均が8時間であり、いずれも認定基準に定められた発症前1か月間におおむね100時間又は発症前2か月間ないし6か月間にわたって、1か月当たり80時間に達していない。一方、休日は取得されている。したがって、当審査会としては、被災者が、本件疾病の発症前おおむね6か月間にわたって、特に過重な業務に就労したとは認めることはできない。

(6) 以上より、被災者の本件疾病は、認定基準の対象疾病に該当するものの、認定基準の「異常な出来事への遭遇」、「短期間の過重業務」及び「長期間の過重業務」のいずれも認められないことから、当審査会としても、被災者の本件疾病の発症及び死亡が業務上の事由によるものとは認められない。

4 結 論

以上のとおり、本件処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はないから、請求人の本件再審査請求を棄却することとして、主文のとおり裁決する。